

第三章 庄屋・大庄屋と郡村の行政

第一節 国郡行政と郡村の接点

藩政時代の藩の地方行政の体制は、郡方、町方、浦方の三単位に分けることができる。遠賀町地域はすべて郡方に属する。藩の機構が軍事体制に主点が置かれていた十七世紀前半はさて置き、行政機構が漸次整備されてきたと考えられる寛文期以後に於いては、郡方支配体制も確立されて来る。「寛文官録」には「御郡奉行」、「御町奉行」各二名が現れ、「郡代」九名も記入されている。⁽⁵⁰⁾ 代官による支配より、郡役所による支配への移行が推察される。宿駅等主要の地には代官が配置されているが、必ずしも初期のそれとは同一ではない。その間の経緯について、内野莊は『済民草書』に前掲の様に述べている。(九頁参照)

「寛文官録」には、郡代は遠賀、嘉麻・穂波・夜須・三笠、宗像、那珂・席田、鞍手、表柏屋、裏柏屋・怡土・志摩、早良の各郡担当の九人が記されている。代官は遠賀郡では黒崎・若松・芦屋・底井野に置かれている。⁽⁵¹⁾ 前三者は宿駅であり、底井野は御茶屋の所在地である。底井野御茶屋の始まりは寛永十五年(一六三八)という。⁽⁵²⁾ 宝曆十二年(一七六二)郡役所が整備されて来た段階では、役所は「遠賀・鞍手」、「兩柏屋・宗像」、「早良・怡

土・志摩」、「那珂・席田・夜須・御笠」、「上座・下座・嘉麻・穂波」の五役所に統合される。遠賀・鞍手郡代役所は上底井野村に置かれ、その出張役所が鞍手郡福丸に置かれた。福丸役所ともいう。前掲の通り、郡代の下には下代が居り、行政を担当する。藩政期後半には、郡用方・御納方・養育方・宗旨方・免帳方・普請方・郷夫方・山方・吟味役・記録方などの職務に分れられており、末期には、浦方・農兵請持・牛馬改・旅人一件請持・開作一件請持の分掌も見える。村々よりの諸願諸註進は主に郡代役所宛に提出される。藩行政と村方の行政の接点である。

第二節 大庄屋と庄屋

郡・浦の行政は庄屋・大庄屋を通じて行われる。遠賀町域には浦方は含まれていないので、郡方についてのみ触れる。

各村々には庄屋がいる。庄屋は黒田氏入部以前、即ち、藩政時代以前より存在する。村の行政の責任者・村長である。大庄屋は、遠賀郡の場合、郡方では三名も五名設けられた。多くは、庄屋の内より適当な人が選ばれる。庄屋は世襲の場合が多いが、大庄屋は長くて四~五代、一代限りの場合も少くない。遠賀郡の場合、最高三代であり、一代、乃至、二代が多く、他郡に比して交替が多い傾向にある。庄屋、大庄屋共に行政的に不都合を生じた場合更迭がある。明和六年（一七六九）の乙丸村大庄屋の禁足・更迭、天保七年（一八三六）の御救方大崩れに際しての、木守村、中底井野村、蟹住村各村大庄屋の交替、万延元年（一八六〇）十二月の畠田騒動

での庄屋五人退役、及び、蟹住村大庄屋の更迭等もそれである。庄屋は居村の庄屋を勤める場合が多いが、不居合の村や再建が必要な村に対しても他村より入役が行われることも少くない。遠賀郡では減免の直訴を行つた村や、逃散を受け入れた村に於いても入役が極めて多い。これ等も好ましくない行為であろう。入役は大庄屋にもみられる。垣生触（石井氏）、中底井野触（庄野氏）は鞍手郡よりの入役であり、吉田触（石松氏）、岩瀬触、上々津役触（伊良原氏）、中底井野触（船津氏）別府触、本城触（松井氏）、拂川触、上底井野触などは入役である。

大庄屋は生来の大庄屋ではない。遠賀町関係の大庄屋でも、木守触大庄屋小林弥一郎は木守村庄屋・芦屋町庄屋を経験、中底井野触大庄屋船津文四郎は寛政十二年二村庄屋手伝を手初めに、二村・下二・広渡村・大川受持・養育方・楮方・楠橋村庄屋を経ている。⁽³⁵⁾ 別府触大庄屋仰木弥作は中間村庄屋手伝・中間村庄屋・頃末村庄屋・曲川受持兼帶・中間村庄屋を歴任して大庄屋に就任、同仰木廉助は糠塚村庄屋・黒山村庄屋・中間村庄屋の後、父の役を継いでいる。⁽²¹⁾⁽⁶³⁾ 下底井野触大庄屋有吉長平は文化十四年（一八一七）九月に父喜平の跡役として別府村庄屋に就任以後、中底井野触免用普請才判役兼帶、御成方兼帶を経て天保三年大庄屋に就任している。⁽¹⁾ 大庄屋は村方の最高位にある。判例に通じ、識見や統率力が要求される。文化九年（一八一二）の福岡藩三九名の大庄屋のうち最年少は三〇歳、最年長は七〇歳、三九名の平均年齢が四六・七歳ということはそれを示している。⁽⁴²⁾

第三節 遠賀郡の大庄屋と触

藩政初期の十七世紀前半の遠賀郡の大庄屋の状態は定かではないが、触口庄屋が置かれ、一〇か村程度を管轄

第3章 庄屋大庄屋と郡村の行政

第V-20表 遠賀郡の触

年・月	触 名				摘 記
宝永 5	今古賀	山田	乙丸	上々津役 下上津役	今古賀=村田氏 山田=秋武氏
享保20	今古賀		乙丸	上々津役 下上津役	乙丸=野口氏 上々津役=山木氏
元文 3	今古賀	山田	乙丸	上々津役 下上津役	下上津役=大和氏
延享 2	今古賀	山田	乙丸	上々津役	
延享2、閏12	今古賀	山田	乙丸	上々津役 下上津役	
宝暦 4	鬼津	山田	乙丸	上々津役 下上津役	鬼津=井ノ口氏
宝暦13		山田	乙丸	上々津役 下上津役	
明和元		山田	乙丸	下上津役	
明和 5、10	虫生津		乙丸	下上津役	虫生津=毛利氏
明和 7	虫生津	垣生	小石	下上津役	垣生=石井氏 小石=高崎氏
安永 8	虫生津	中間	小石	香月	中間=石松氏 香月=勝田氏
寛政 3	虫生津	吉田	小石	香月	吉田=石松氏
寛政 4	虫生津	中間	小石	陣原	中間=石松氏 陣原=末松氏
寛政12	虫生津	吉田	小石	陣原	吉田=一田氏
文化 9	虫生津	岩瀬	小石	陣原	岩瀬=松井氏 上々津役=伊良原氏
文政 6	中底井野	木守	蟻住	上々津役	中底井野=庄野氏 木守=小林氏
文政 9	中底井野	木守	蟻住	上々津役	中底井野=船津氏 蟻住=松井氏
天保 3、9	中底井野	木守	蟻住	本城	中底井野=有吉氏 本城=佐藤氏
天保 9	別府	下底井野	修多羅	本城	本城=佐藤氏 下底井野=有吉氏 修多羅=楠野氏
天保 9	別府	下底井野	修多羅	本城	本城=松井氏 別府=仰木氏
弘化 2	別府	下底井野	蟻住	本城	本城=佐藤氏
万延元	別府		蟻住	本城	
文久元	別府		払川	本城	払川=三輪氏
慶応 4	上底井野		木城	中間	上底井野=有吉氏 中間=仰木氏
明治 3	虫生津		木城	中間	虫生津=毛利氏

していいたという。大庄屋は享保八年（一七二三）までは触口（ふれくち）と呼ばれているので、触口庄屋を以って大庄屋の前身と考えることができる。大庄屋各自の書上では当初より大庄屋と記されている。⁽³³⁾ 今後の研究を待つ所である。

遠賀郡に於ける触口の初見は延宝六年（一六七八）十二月の机村触口藤介であるが、資料吟味の必要があり、確実な範囲では元禄十三年（一七〇〇）の上々津役村触口山本太次右衛門、及び、永犬丸村触口徳兵衛がある。触口は享保八年に大庄屋と呼称が変り、慶応四年（一八六八）六月、いわゆる御一新により再び触口と称したが、明治三年十二月大庄屋に復し、明治五年六月制度の变革により消失する。宝永五年（一七〇八）に机村触口藤介（小田氏、前名孫藏）が退役し、今古賀村小次郎が跡役に就任して以後の遠賀郡の触を示すと第V-20表の通りである。宝永五年（一七〇八）の五触の内、下上津役触は直方藩領の大庄屋であり、同藩に属する一二ヶ村を管轄した。下上津役村大庄屋藤市は元禄十四年（一七〇一）五月一日に觸口に就任、享保五年（一七〇〇）直方藩廢止後も、藤市（惣左衛門）・藤市（惣左衛門）・惣四郎と安永四年まで三代に亘り大庄屋を勤めている。触は原則的には郡中を東触・中触・西触・島（郷）触の四触に分けている。一触二〇か村前後である。第V-20表でも知れるように、五触や三触のこともある。三触になると一触三〇か村前後となる。他郡にも三〇か村を超える例は少くないが、全てが徒步によらざるを得ない時代に大庄屋の負担も比例するであろう。勿論、郡村の大小も大に影響する。割替も普請組合等の関係もあり部分的にならざるを得ない。

大庄屋の管轄区域を触とか触下とかいう。大庄屋の数、即ち、触数が变れば当然触下村も変化する。遠賀町域が所属した触の構成村は第V-21表の通りである。これとても必ずしも固定されたものではない。例えば、有吉長平（与右衛門）が担当した触の場合、天保三年九月に大庄屋に任命された時は船津文四郎の跡役として中底井野

第V-21表 遠賀町域が所属した触と触下村々

触名	触 下 村
山田 (明和4)	山田、糠塚、黒山、野間、海老津、高倉、上畠ノ、松原、吉木、三吉、手野、内浦、原ノ、尾崎、別府、虫生津、戸切、小鳥掛ノ、島津、広渡、垣生、今古賀、木守、下底井野、中底井野、上底井野ノ 26
乙丸 (明和4)	乙丸、鬼津、若松、有毛、高須、大鳥居、芦屋、芦屋町、山鹿、魚町ノ、姫住、頓田、払川、竹並、畠田、小竹、安屋ノ、猪熊、古賀、塩屋、浅川、小舗、木城、二島、修多羅、中原、小石、(若松)、藤木、戸畠ノ 29
虫生津 (安永2)	山田、糠塚、黒山、野間、海老津、高倉、上畠ノ、松原、手野、吉木、内浦、三吉、原ノ、尾崎、別府、虫生津、戸切、小鳥掛ノ、上底井野、中底井野、下底井野、今古賀、島津ノ 23
垣生 (安永2)	垣生、木森、若松、広渡、鬼津、芦屋ノ、中間、岩瀬、二、下二、吉田ノ、伊左座、立屋敷、机、頃末、古賀、猪熊ノ 17
中間 (天明7)	中間、岩瀬、吉田、頃末、下二、二、伊左座、立屋敷、机、古賀、猪熊、芦屋、鬼津、若松、木守、広渡、垣生 17
木守	垣生、木守、広渡、立屋敷、吉田、岩瀬、鳴津、猪熊、鬼津、若松、芦屋、芦屋町、机、古賀、二、下二、伊左座、中間、頃末 19
下底井野 (天保6)	垣生、木守、広渡、立屋敷、吉田、岩瀬、鳴津、猪熊、鬼津、若松、芦屋、芦屋町、机、古賀、二、下二、伊左座、下底井野、頃末 19
別府 (嘉永3)	別府、虫生津、上底井野、中底井野、今古賀、戸切、尾崎、小鳥掛、糠塚、黒山、山田、野間、海老津、上畠、高倉、吉木、三吉、手野、内浦、原、松原、波津 22
別府 (安政6)	別府、虫生津、鬼津、若松、今古賀、戸切、尾崎、小鳥掛、糠塚、黒山、山田、野間、海老津、上畠、高倉、吉木、三吉、手野、内浦、原、松原、波津 22
下底井野 (安政6)	垣生、木守、広渡、立屋敷、吉田、岩瀬、中間、鳴津、猪熊、芦屋、芦屋町、上底井野、中底井野、机、古賀、二、下二、伊左座、下底井野、頃末 20
別府 (万延元9)	別府、戸切、虫生津、今古賀、若松、小鳥掛、鬼津、尾崎、糠塚、黒山、山田、野間、海老津、上畠、高倉、吉木、三吉、手野、内浦、原、松原、波津、鳴津、木守、下底井野、中底井野 26
本城 (万延元9)	木城、御開、陣原、折尾、則松、永大丸、下上津役、香月、楠橋、馬場山、畑、小嶺、上々津役、市瀬、引野、穴生、上底井野、垣生、中間、岩瀬、吉田、二、伊左座、立屋敷、下二、頃末、机、古賀、猪熊、芦屋、広渡、芦屋町 32
中間 (慶応4,6)	楠橋、香月、馬場山、畑、小嶺、上々津役、下上津役、市瀬、引野、穴生、永大丸、則松、折尾、陣原、中間、垣生、岩瀬、二、吉田、下二、伊左座、立屋敷、頃末、机、猪熊、広渡、芦屋、芦屋町、芦屋浦、古賀、小鳥掛 31
上底井野 (慶応4,6)	上底井野、中底井野、下底井野、木守、三吉、今古賀、高倉、内浦、海老津、糠塚、黒山、島津、鬼津、尾崎、若松、原、手野、波津、三吉、吉木、松原、野間、上畠、山田、戸切、虫生津、別府 26

触（虫生津触を継承）を担当したが、天保七年三月木守触繼承に受持替となる。下底井野触である。それに先立ち、天保六年十二月に、木守触の内、中間村差し除け、下底井野村差し加えとなる。中間村は程なく旧に復し、下底井野村に差し加えになる。その後、安政六年（一八五九）六月には鬼津・若松の両村は別府触に、上底井野・中底井野両村は下底井野触にと夫々入れ替えられている。

万延元年（一八六〇）九月、下底井野村大庄屋有吉与右衛門が病氣退役し、遠賀郡は三触となる。一触減少による触下村の割変えは、本城・蟹住・別府の三大庄屋、下底井野触中の庄屋、及び組頭一人宛、熊手・田町・藤田・鳴水・前田・尾倉・大藏の七か村の庄屋、及び組頭、上底井野村普請方藤田源八、下底井野村大庄屋名代（伴有吉与右衛門）を底井野郡代役所に呼び出し、次の通り通達された。⁽²¹⁾

本城触之内 熊手・藤田・田町・前田・鳴水・尾倉・大藏・七ヶ村

右七ヶ村蟹住触に附屬

下底井野触之内 中間・岩瀬・二村・下二村・伊左坐・立屋敷・吉田・頃末・机・古賀・猪熊・芦屋町・芦屋村・広渡・上村・垣生

右拾六ヶ村本城触二附屬

中底井野・下底井野・木守・鷗津

右四ヶ村別府触に附屬

これにより、遠賀町域を含む触は第V-21表の通りとなる。明和期の三触時代と比べると、触下の構成は必ずしも同じではない。大庄屋役所の所在地が山田村と別府と異なるが、隣村であり、触下を変える程の要因ではない。普請組合などの関係も考慮されているかもしれないが、それ以外の要因、例えば、河西村々の状況などが考

慮されているかもしれない。広渡村は山田触当時は西触に属しているが、四触時代には中触に属し、万延の割替でも本城触に属している。広渡・鬼津・島津などの村は、生活に不可欠の燃料と関連を有する山林が極めて少ない。行政的な事情もあるであろうが、寛永年間に堀られた遠賀川も関係しているかもしれない。慶應四年（一八六八）六月、御一新により大庄屋が廃止され、触口が設置された際にも、第V—21表に示す通り、広渡村は中間触に所属している。中間触は前別府村大庄屋仰木廉助が帰村したもの。新しく設けられた上底井野触は先の大庄屋有吉与右衛門の子与右衛門が入役をしたものである。明治三年に上底井野触は虫生津触に変更され、その後、大庄屋制度の廢止を迎える。触口の呼称は明治三年十二月に再び大庄屋に戻されている。

第四節 村 の 行 政

触下の行政を担当する大庄屋に対し、各村の行政は庄屋が担当する。庄屋の役は既に藩政時代以前より存在する。語源的に莊家、或は、莊官の屋敷から出た語であろう。藩政初期には、中世以来の有力農民が任命されることが多いが、後期には経済力が大きく働いている感じが強い。大庄屋には歴代世襲はないが、庄屋には世襲が少くない。慶應三年（一八六七）三月に「先祖之者已來貳百年余代々永続役儀相勸介者」を調べて称誉した際には遠賀郡より二五人、鞍手郡より一八人が挙げられている。遠賀町関係者は、別府村大庄屋（中間より入役）・木守村庄屋・広渡村旅人見廻役の三名が挙げられている。⁽²⁾

庄屋は原則的には一村に一人置かれ、村落共同体の長として、村を代表し、村の行政を担当すると共に、貢租

納入の決算、入会や水利の管理・監督、部分的な司法権の行使等村の全ての部分に関与し、居り合いを計る。庄屋は居村を担当するのみとは限らず、他村へ出向することも屢々行われる。入役である。遠賀地区、殊に藩政末期の中触・西触にはその傾向が強い。

庄屋の下には組頭が置かれ、庄屋を補佐する。この役は年代により同一ではない。藩政初期より寛保元年（一七四二）迄は頭百姓と呼ばれており、翌二年より組頭の呼称が現れて来る。

村方役人の種類も、後に示すように、年代により必ずしも同一ではない。組織や社会状勢を反映した役職が新たに設けられることもある。その格式や序列も十八世紀の末期に大庄屋格が現れて以後⁽⁶³⁾、年功のみではなくなってくる。殊に、御用金や寸志銀の名目で、その見返えりとして格式が与えられるようになる藩政末期には大庄屋格が氾濫してくる。無役の大庄屋格も少なからず出現する。

庄屋の呼称は公式には庄屋であるが、非公式、或は、私的には里正・保正・農長などとも称する。同様に大庄屋は大里正・大保正ともいう。大庄屋格庄屋は大保正格農長と呼ぶこともできる。ある大庄屋の記には「任縣令郡下之極官無過焉、屬縣之丞掾及民無不服其裁者」（（県令に任せらる。郡下の極官、これに過ぐることなし））と述べている。⁽²⁷⁾ 県令は大庄屋のことである。

大庄屋・庄屋は有給であり、給米が渡される、大庄屋給米は郡切立より、庄屋給米は村定切立に含まれている。給米高は年代により異なる。大庄屋給米は元文四年（一七三九）四月に「郡々大庄屋給米、此以後為役料現米五拾俵充被下レ事。附り、筵田郡大庄屋は現米三十俵被下レ事」と定められ、^(41IV) 寛保三年（一七四三）には「執筆給米拾五俵」が加えられた。^(41V) 執筆給米は後三〇俵になる。これも宝曆十年（一七六〇）十二月に減少が計られるが、宝暦十三年二月に国中の太庄屋・庄屋の給米の定が改訂され、大庄屋給は筆墨料共で一〇〇俵となる。

第V-22表 庄屋給米

村石高	元文 4年4月	元文 4年11月	宝曆 13年2月	該当村
200石以下	俵	俵	17俵	
201~500	7	15	21	小鳥掛
501~1,000	9	18	25	若松、今古賀、木守、虫生津
1,001~1,500	11	21	29	鬼津、広渡、尾崎、別府、下底井野
1,501~2,000	13	24	33	
2,001以上	15	27	37	

庄屋給米も元文四年の改訂以後第V-22の通り定められる。組頭や散仕にも村切立より給米が出る。組頭給は寛保三年の定では「四俵充」であったが、宝曆十三年以後は一人三俵充となる。組頭の内、年貢徵収を担当する者にも「相府加役給」が一俵、乃至、一俵半加給される。散仕給は村の規模によって異なる。水当給なども同様である。

これ等の村役（散仕は村役ではない）たちは夫役（面役）に於いても一般とは異なる。寛保三年（一七四三）の定では、大庄屋・庄屋は「家内人數不残面役御免」、組頭は「壹人面役引」とされているが、宝曆十三年の定では、大庄屋は「家内面役不引、其身壹人引」となり「庄屋家内面役相勤、其身壹人引」、「組頭面役三人引」、「山ノ口同三人引」、「散仕同壹人引」と変わる。文政五年（一八二三）五月の通達では、大庄屋・普請方・諸用聞・郡家守・郡目明・庄屋・組頭・山ノ口・散仕・渡守・出家・醫師・馬医が面役一人引に指定されており、他にも称譽にて面役御免の者も存在する。

被差別部落の村役に対する待遇は「給米取來之通ニ可相済ウ。減ル儀ハ村々形合次第勿論ニシテ。給米なく、身前割万除之儀ハ是迄之通ニ可然ウ。組頭給米壹俵ニ不可過ウ。壹俵ヲ減ル儀ハ勝手次第ニ致させ可申」と定められており、他の村役と比べて大いに差別されている。

第五節 村役の立場

大庄屋は前出のように、村役人としては、「郡下之極官」である。その責任も重く、村々の居合を保つには公平な行政も不可欠である。そのため、就任に当っては、次に示すような誓紙を郡奉行宛に提出している。⁽¹⁹⁾

遠賀鞍手両郡大庄屋中仕上起請文前書之事

一私共別より重キ御役儀被仰付レニ付、追シミ御達被仰付置レニ通身分ヲ慎、家内迄も行状相改、聊も不正之取行不仕、潔白第一

ニ相心得可申レニ事、

一去ル文化十三子年春御免御極御再興以後、期年毎ニ御極替被仰付レニ次第八誠ニ村ヲ御救之御趣意難有御儀奉存レ。然上ハ村庄屋・組頭中心得方を始百姓中聊も不風俗之筋等無御座、農業一途ニ相傾キ、村ヲ居合之覺悟仕レ様立入才判可仕レニ事御免相之儀、且又村ヲ強弱之次第、私共ヲ御掛被遊レ筋毛頭依怙品負之沙汰不仕、実情を以言上仕、親子近族たり其他言不仕、且内意ヲ間敷儀曾シ仕間敷レニ事、

一右御用筋ニ付、如何様之次第有之レ共、御郡方御手筋之御役ヲ様ハ不及申、御手筋達之御役方、別シ御下役衆ニ對し内ヲ書通等仕間敷レニ事、

一村役人・百姓中ヲ指出外願筋、是又聊も依怙品質不仕、実情を以吟味仕、明白相糺シ上奥書可仕レニ事、

一村ヲ役人ニ可被仰付人柄、私共ヲ御掛御詮儀被仰付節も、一族縁類之者共ヲ初、依怙品質之筋等不仕、可相動人柄私共見込ヲ以言上可仕レ、當人ハ猶更、何方へも内意ヲ間敷儀仕間敷レ、何事ニ不寄御含被仰付レ儀決シる他言仕間敷レニ事、

一御役筋ハ不及申上、其外ニても音信贈答之儀ハ追シミ御達之御趣意堅相守可申レニ事、

右條ヲ於相背は

神文

本城村大庄屋手傳

佐藤傳三郎

天保九年十月

修多羅村大庄屋

太一郎

別府村大庄屋

弥作

下底井野村大庄屋

有吉与右衛門

村上弥左衛門様

それでもなお農民の不平はあり、それが昂じた場合には騒動となる。大庄屋を対象としたものとしては、文化八年（一八一〇）三月に穗波郡平常触大庄屋宅に触下村々が押し寄せた事件や、翌年直方町大庄屋に押し寄せた事件があり、万延元年（一八六〇）十二月には遠賀郡蟹住触の農民五〇〇人が畠田山に屯集した事件などもある。前者では、首謀者の農民五名と大庄屋は斬罪、郡奉行は禁足の末、切腹している。後者では大庄屋は更迭されている。⁽¹⁶⁾ある大庄屋について「功ナル人ナレモ欲ノ強キ人也」と書かれたものもある。⁽¹⁷⁾感情的な反感も感じられる。

庄屋に対する不満・不平も散見する。藩政末期の辰年（文政三年カ）。巳年（同⁴年）に、現遠賀町の若松村で生じた村民中の不満・不平には、年貢米未進の取扱い、鬼津堀川板井手下の開作、及び若松村芝原の開作、養育米錢の措置、住吉宮鳥居建立のための臨時切立の剩余金の措置、上ヶ酒免札の取扱いに対する庄屋の処置に不公平

を述べ立ててゐる。文政元年は秋に虫氣が出、百姓困窮、油備仕組も立てられてゐるが、若松村では年貢皆済。同二年・三年は十月中に皆済、同四年は無効皆済をしているが、辰年の口上では代錢納の措置に対する不満が記されており、⁽³⁾ 年貢収納に対する庄屋の立場をも示してゐる。養育米錢の件では、當時、若松村庄屋は養育錢預り（産子養育米代請持）を担当しており、その配分に対する不満を述べてゐる。同村の場合は、郡代役所への願書の形を取つてゐるが、願書には目安箱への提訴の計画も記されている。この結果か否かは明確ではないが、文政三年十二月には若松村庄屋は「産子養育米代請拂受持」兼帶を差除かれている。それに対し郡役所よりは心付として鳥目五〇〇文が与えられている。この事件は、支配者と被支配者の中間にいる藩政期の村莊屋の立場を物語つてゐるものがある。

多くの場合、村内に何等かの事件が発生したり、直訴等違法の行為が行われたりした場合や、村内が不居合の村では居村庄屋を更迭して、他村よりの入庄屋が行われている。若松村の場合は、庄屋はその儘継続している。ここにも為政者的立場と被支配者的立場の差異を感じさせるものがある。

第六節 身分と格式

身分と格式を社会の基調とした封建制社会である藩政時代の社会では、上は家老より、下は一庶民に至るまで、何等かの形での序列が存在した。藩士に於いて、藩主に対する拝礼（御目見得）の可能・不可能を示めず直礼・半礼・無礼の身分制度もその一つである。直礼も拝礼の位置や方法により細分されている。

遠賀町域が所属した郡方の村役に於いても、年代により異同があるが、明確に順位が定められていた。文政九年（一八二六）当時の遠賀・鞍手両郡の村方の役人の場合を頭順に示すと次の通りである。^{②7}

1 大庄屋	2 大庄屋格	3 大庄屋手伝	4 養育方	5 普請方	6 紙方頭取	7 村庄屋	8 宿庄屋	9 年寄	10
船庄屋	11 大川受持	12 堀川受持	13 曲川受持	14 山田溝受持	15 浜山受持	16 楢方受持	17 紙方見取役	18	
炭方受持	19 人參受持	20 焚石会所人	21 焚石会所勘定受持	22 焚石会所山方見ケヅ	23 組頭	24 山ノ口	25		
問屋	26 町茶屋守	27 諸用聞	28 抜米見ケヅ	29 郡家守	30 人馬支配	31 郡目明			

右の村役も年代によっては必ずしも同一ではない。天保寅年の通達では、右の内、11・17・18・19・20・21・27の項がなく、31も郡目明ではなく博奕改役となつてゐる。^{⑤6} 別項に示す寛政十三年の御仕組馬吟役、今古賀村彦五郎は役付の庄屋格であり、卯年（安政二年カ）の若松村米太郎は無役ではあるが一代庄屋格が与えられる。殊に、藩政末期に至り、藩が財政窮乏打開策として、献金の見返りとして格式を与えるようになると、大庄屋格庄屋が続出し、無役の大庄屋格も少なくない。このことは町方・浦方に於いても同様である。安政三年（一八五〇）以降は特にその傾向が強い。同年二月の通達では永納銀が一〇貫目に達すると永代一人扶持が与えられることになっている。これは第V-24表でも知れるように天保期でも同様であるが、当時は一両銀預六八匁替位であり、金にして一四七両余になる。正銀一五〇両の見当であるうか。安政二年冬の遠賀地区の米価は第V-39表の通り一俵八〇文錢二七匁である。両六貫八〇文替とすると、一四七両で四六二、七俵、石にして一五四石余となる。一五〇両とすると一五七石余となる。永代一人扶持の代償である。銀一〇貫目は大金であり、いかに上納を強制されても容易に達成し得る金額ではない。そのため、分納が認められている。上納金額が一〇貫目に達

第V-23表 別府触役人名順

氏名	庄屋役就任	役名	
峯久次	文政6年9月	上底井野村庄屋	天保4年大庄屋格
正助郎	天保3年9月	黒山村庄屋	嘉永元年9月大庄屋格
太三郎	文化8年10月	養育方	天保15年養育方
甚万儀	"	手野村庄屋	
伊右衛門	文政7年6月	糠塚村庄屋	
伊半太	文政13年2月	高倉村庄屋	
藤利兵	天保3年8月	松原村庄屋	
佐兵衛	天保4年10月	海老津村庄屋	
毛利曾兵衛	天保5年4月	中底井野村庄屋	
源又兵衛	"	小鳥掛村庄屋	御成方
吉兵衛	天保6年7月	上畠村庄屋	
平兵直	天保9年6月	別府村庄屋	
平兵直	"	三吉村庄屋	
平兵直	天保10年7月	虫生津村庄屋	
平兵直	天保10年11月	上底井野村 普請方	
平兵直	天保12年正月	野間村庄屋	
平兵直	天保12年4月	原村庄屋	
平兵直	"	尾崎村庄屋	
平兵直	天保12年12月	今古賀村庄屋	
平兵直	天保14年7月	戸切村庄屋	
吉兵衛	天保14年10月	山田村庄屋	
吉兵衛	天保14年10月	波津村庄屋	
正千	天保15年10月	中底井野村普請方	
	弘化3年5月	下底井野村庄屋	

するまでは「年々割合を以
御救方ニあ米相渡レ事」と
なつてゐる。⁽³⁾安政三年の若
松村の場合は、藤次郎(四
〇〇目)・傳七(四〇〇目)・
平右衛門(二〇〇目)・徳右
衛門(二〇〇目)・要七(二〇
〇目)・忠次(二〇〇目)の六
名にて一貫六〇〇目を指出
し、各人一代脇差帶刀御免
を得てゐる。

触内の村役の名順は大庄
屋以下前記の順に従うが、
同一ランクに於いては就任
年月日の古い順に基く、嘉
永初期の別府触の村役名順
は第V-23表の通りであ
る。ここでは大庄屋格、及

び、養育方は考慮されているが、普請方は対象とされていない。御成方も同様であり、苗字も役順には関係していない。この順位も一〇年を経ると大きく変っている。安政五年（一八五八）当時は次の通りになつてゐる。

〔野間〕 三輪佐一郎	〔尾崎〕 源平	〔鬼津〕 小野伝七	〔戸切〕 江藤多吉	〔吉本〕 門司惣右衛門	〔高倉〕 幸次郎	〔別府〕 貞次	〔手野〕 正蔵	〔竹井〕 平
〔若松〕 徳右衛門	〔虫生津〕 寿平	〔今古賀〕 角平	〔山田〕 平作	〔嶺源〕 嶺源次郎	〔三吉〕 清五郎	〔高倉〕 花田孫平	〔伊六〕 才作	〔小島津〕 旗生大右衛門

第V-23表の筆頭嶺久次は嘉永四年（一八五二）五月の上底井野村不居合事件で依頼退役、その子源次郎も庄屋手伝を解かれ、山田溝才判役が残されていたが、翌六月二十五日に山田溝才判役も辞任し、父子一同に虫生津村に引揚げている。久次の場合、「依頼退役被仰付、尤大庄屋格ハ被指除」と記されている。⁽²¹⁾ 逆に、無役でも大庄屋格もいる。嘉永期の遠賀町域では木守村小林弥一郎が該当する。万延期を過ぎると大庄屋格や苗字御免の者も急増する。万延二年（文久元年＝一八六一）の遠賀町域だけでも、別府村庄屋、尾崎村庄屋、下底井野村庄屋、虫生津村庄屋、木守村旅人吟味方助役、島津村庄屋、鬼津村庄屋等が大庄屋格が与えられており、下底井野村には無役の大庄屋格も二名いる。苗字御免の者も多い。

苗字・格式・役掛りの者は、前述のように、大庄屋格や役掛りの場合は序列に差異を見ることができるが、その他にも献金高に応じて種々の待遇を与えていた。松原出、居郡出、脇差御免、慶事毎に料理頂戴、一口料理頂戴、吸物・酒頂戴、酒・鰯頂戴等である。日常生活に於いても、「一、雪駄裏付塗下駄・表付皮緒之踏物一切停止之事、但、皮緒之下駄ハ苗字・格式・役掛り之者は相用ハ儀家族共ニ指免ハ事」（万延二年）のように特別待遇を与えており、慶應元年（一八六五）十月には遠賀・鞍手両郡の御用聞町人列の者一〇名に対して「追々御銀用向出精志を相立ヘニ付、其方共役中別儀ヲ以下着、井襟・袖口ニ輕キ絹相用ハ儀御免被成ヘ。尤當閏五月一統相達

外通、家族之者ハ御免無之ニ付、御制禁之品堅相用申間鋪け。此段相達外」と通達している。⁽³⁶⁾ 一〇名は両郡御用聞町人列の者の一部ではある。

安政五年（一八五八）八月の郡方改正以降、大庄屋の苗字・脇差帯刀は無条件で許可されており、安政七年二月以来では庄屋の脇差帯刀も無条件化すなど、既に大庄屋・庄屋層には称誉による苗字・帯刀の新規該当者がなくなっていることを示す一方、身分制度の崩壊化をも示している。

郡・町・浦に於ける格式の多発は序列の再編成を余儀なくしている。殊に、御用銀の調達などの関連で、在町でもない郡方に御用聞町人列の如く町方身分が入り込んで来るに及んでは止むを得ない。前記御用聞町人列の一〇名は、遠賀郡では戸畠・山鹿・海老津・芦屋の七名、鞍手郡は木屋瀬・頼野・上境の三名である。遠賀町域では下底井野村有吉与右衛門が慶応二年十月御用聞町人列に申付けられている。同人は当時上底井野村庄屋で大庄屋格である。

文久四年（一八六四）正月十一日の年始御礼に際し、浦々の有徳者の内、寸志指出の称誉として、年始御礼出方を大庄屋次の順で許されていた者と、郡方の大庄屋格の者との間で混乱が生したため、同月二十日、新しく、次の通り、役順が定められた。⁽²¹⁾

大庄屋

御用聞町人列

大庄屋助役

年行司次上

年行司次

浦大庄屋次席

大庄屋格

年行司格

浦大庄屋格

年行司格次

この役順は年始御礼出方の場合のものであり、年始御礼出方の有資格者に限られているが、前出の郡方の場合と異なり、郡町浦を通しての役順となっている。

第七節 米金獻納と称譽

寸志銀・御用銀・永納銀・助合米・救切等々の名目で行われる米銀の獻納も、形式的には多くは農民の自發的な獻納ではあるが、申付や割当の場合も少くない。農民側よりすれば、それに応じ得るか否かの問題である。米銀の獻納と、その反対給付ともいうべき対応を、遠賀町域の数例で示すと第V-24・V-25・V-26表の通りである。これも記録で知り得る範囲ですべてではない。

第V-24-1は第V-28表の第三代目に当たる。「沙汰に及ぶ」、及び、「吸物・酒頂戴」を除くと、「脇差帶刀御免」（以下脇差と略）一組頭一庄屋となっている。脇差帶刀は寛延二年（一七四八）五月に、「村々庄屋共脇差指來外も有之、不指來も有之付、役儀為宰判、郡中一統に脇差御免之儀、郡代中より追々申出付。一統に御免之

第V-24表-1 下底井野村喜兵衛

年月	役職	名目	献納	称誉
(寛政11)未 9月	(酒屋)	若殿山府 館普請	米15俵 米8俵	沙汰
3月		米払底助合米	(記入ナシ)	吸物、酒
3月		大風損毛救立	"	吸物、酒
(寛政9)巳10月		御用銀	通錢2貫500目	脇差、吸物、酒
(文化10)午 3月	組頭			沙汰
(文化元)				
(文化5)閏 6月	別府村庄屋	辰年村救のため 15年賦無利子用 達	六錢10貫文	青銅500文
午 5月	"	疱瘡祝		
6月	上底井野村庄屋	生鮒15		沙汰

第V-24表-2 長平(喜兵衛子)

年月	役職	名目	献納	称誉
(文化14) 9月	別府村庄屋			
(文政3)辰 8月	"	出銀申付	銀1貫目	吸物、酒
	普請方判役兼帶			
6月	"	疱瘡祝	牛房2苞	沙汰
	御成才兼帶			
(文政9) 戊11月	別府村庄屋	若殿初入	銀2貫目	一代苗字、伴代 迄脇差
(文政10)亥閏6月	"	救切	米47俵	料理
(文政13)寅 4月	"	風災、御用銀	銀1貫500目	吸物、酒
(天保3)辰 9月	大庄屋	御用銀	銀1貫300目	伴苗字
(天保3)辰12月	"	永納銀	銀20貫目	永代2人扶持
天保5年 12月	"	御家督祝儀	銀1枚	沙汰
(天保6)	"	不作救米	米7俵余	吸物、酒
未12月	"	侍従初入熨斗蛇 銀	5匁	
" 7月	"	永納銀	16貫545匁	御目見、料理、 居郡出
辰 7月	"	御用銀	銀1貫目	伴代迄居郡出
辰11月	"	産子養育救米	米6俵	吸物、酒
(弘化4)未12月	"	御用金	金60両	居郡御目通出
(嘉永4)亥12月	"	損毛救切	米50俵	伴代迄大庄屋格
亥 4月	"	申年損毛救切	米30俵	伴代迄苗字

第3章 庄屋大庄屋と郡村の行政

第V-24表-3 善兵衛（長平子）

年 月	役 職	名 目	献 納	称 誉
(弘化3)午正月	組 頭			
(嘉永元)申 2月	机 村 庄 屋			
(嘉永5)子 9月	伊 左 座 村 庄 屋			
“ 子12月	伊 左 座 村 庄 屋 大 川 見 ケ ノ 大 庄 屋 手 伝	戌年損毛窮民救	米10俵、錢1貫 目	一代脇差
(安政5)午12月	伊 左 座 村 庄 屋 大 庄 屋 手 伝	貸渡延年・切捨	六錢26貫46匁 米67俵余	一代大庄屋格 苗字
(文久元) 9月	上底井野村庄屋			
(文久3)亥正月	“	村方仕組備	六錢275匁	吸物、酒
(慶応元)	“	海防備	銀預68匁、酒2 挺1斗3升余、 銅器6貫144匁	孫代迄苗字、姓 代迄脇差、料理
(慶応2)寅10月	御用町人列			
(慶応4)辰 6月	“	献米	米60俵	
“ 辰 6月	触 口			木綿羽織頂戴

第V-25表 島津村 武七郎

年 月	役 職	名 目	献 納	称 誉
(弘化3)午 5月	芦 屋 村 庄 屋			
(嘉永5)子12月	“	戌年損毛救米	米15俵	料理
(嘉永6) 5月	浜山見ケノ兼帶			
(安政2)卯11月	島 津 村 庄 屋			
(安政3)辰 7月	“	借入金	1両	沙汰
“ 辰 9月	“	永納銀	248匁余	沙汰
(安政4) 5月	“	御用銀	銀80匁	酒、餽
(文久元)酉 3月	“	貸渡捨切	3両2分	伴代迄脇差
“ 酉 9月	“	村内救米	米10俵	居郡出
(文久3)亥 4月	“	貸渡捨切	丁錢202貫文余	苗字
(慶応元)	“	村方田地畠普請 費	3両	料理
(慶応2)寅 3月	“	海防備	銅器類 700目	沙汰
(慶応3)卯 4月	“	凶年備	米2俵	酒、餽
	“	村備米	米30俵	大庄屋格

第V-26表-1 若松村伝七基利

年月	役職	名目	献納	称誉
(文化3)寅 4月		子秋風災用銀	銀105匁	酒、鰯
3月		米穀払底助合	鳥目	吸物、酒
戌 2月	居 村 庄 屋	泡瘡祝	小豆1袋	沙汰
6月	"	若殿初入	銀20目	沙汰
(文政9) 9月	"			

第V-26表-2 伝七重成

年月	役職	名目	献納	称誉
(文政9) 戊11月		若殿初入	銀400目	生涯面役1人引
(天保2) 卯 4月		子秋風災救切	米1俵	沙汰
(天保3) 辰 7月		永納銀	麦1俵	沙汰
" 辰12月		寅年用銀	165匁余	沙汰
4月 普請方		中年非常損毛救切	銀230目	料理
			米1俵、蕎麦2俵、大麦2俵	吸物、酒
(天保13)寅 3月	島津村庄屋	産子養育救米	米1俵	酒鰯
(天保15)辰11月	鬼津村庄屋	成年損毛救米	米15俵	料理
(嘉永5)子12月	"	御救用出銀	銀200目	沙汰
12 "	"	御用銀	銀80目	酒鰯
(安政4)巳 5月	"	窮民救備	金3両2分	代役脇差
(安政6)未 3月	鬼津村庄屋	貧民救	金10両	一代苗字居郡出
(万延2)酉 2月	普請才判役	"	金31両	一代大庄屋格
	鬼津村庄屋			

儀は、百姓追年花美之風俗に移り様成行外に付、御免難被成ゆ」として、「他領堺目之村々、宿筋、並故在之村々」の庄屋にのみ許可になる。遠賀郡では、熊手村・藤田村・田町・若松村・芦屋村・戸畠村・枝光村・中原村・大蔵村・畠村の庄屋のみが指定されている。遠賀町域は対象とされていない。庄屋中の脇差帶刀が無条件で許可になるのは安政七年(一八六〇)二月以降のことである。⁽²²⁾ 前のことであり、称誉によるものといえる。役儀就任

普兵衛の場合⁽¹⁾、役儀就任

は、大庄屋格・御用聞町人以外は称誉の対象外と考えてよい。

同表2の長平の場合は、文化十四年（一八一七）九月に父親喜兵衛の跡を継いで別府村庄屋に就任、喜兵衛は上底井野村庄屋に転ずる。その後の称誉と役儀は、表の範囲では、庄屋—普請方兼帶—御成方兼帶—一代苗字・伴代迄脇差—伴苗字—永代一人扶持—御目見・居郡出—伴代迄居郡出—居郡御目通出—伴代迄大庄屋格—伴代迄苗字となっている。苗字は旧姓瓜生氏を改め、有吉氏を用う。天保五年十二月、御救方仕組に際し、永納銀二〇貫目を納めて永代二人扶持を得る。この分は後に四男（弟）が隣郡に養子婿入に際して、婿引出物として与えられる。役儀上の称誉は省略しているので、表には上っていないが、後に一人扶持が与えられている。御目見は藩主の拝謁でその回限り。居郡出は藩主が参勤往来の節、居郡（遠賀郡）にて御目通出方を許すものである。

同表⁽¹⁾3の善兵衛は長平の長男、称誉の対象時は既に庄屋に就任している。その後は、一代脇差—一代大庄屋格・苗字—孫代迄苗字・伴代迄脇差—御用聞町人列—木綿羽織頂戴と経て触口に就任する。本来ならば相続の伴は先代の時に既に大庄屋格まで有資格者である。その分は他の兄弟に譲つたものであろうか。

第V—25表も庄屋就任後のことであるが、伴代迄脇差—居郡出—苗字御免—大庄屋格と進んでいく。居郡出の米一〇俵は、文久元年正月の米値段は一俵六貫五〇〇文位であるので、一〇俵では六五貫文になる。貸渡捨切の二〇二貫文は、一俵六貫五〇〇文とすると、三一俵余、冬の値段三貫六〇〇文で換算すると、五六俵余に相当する。⁽²⁾

第V—26表⁽³⁾2の重成の場合は、生涯面役一人引—普請方—村庄屋—伴代迄脇差—一代苗字・居郡出—一代大庄

屋格と進む。

五例では、伝七重成の「生涯面役一人引」を除くと、一代脇差帶刀に始まり、大庄屋格で終る。長平は大庄屋

本役に就任しているので、本人の大庄屋格はない。一代大庄屋格以後は伴・孫が対象となっている。脇差帶刀と一代大庄屋格の間は順序は一定していない。殊に、喜兵衛の場合は長平の代に既に伴代までの殆どの書附が出されているので一般的ではない。武七郎と伝七重成の伴代迄脇差の金額は兩人ともに三両二分である。兩者の一代苗字御免と居郡出のそれは武七郎が米一〇俵と丁銭二〇二貫余、伝七が金一〇両である。文久元年正月の米価の一俵六貫五〇〇文で換算すると、前者の一〇俵は約九両一分二朱、万延元年の米価三分一朱では八両二朱に当たる。丁銭二〇二貫文余は両六貫八〇〇文替で換算すると、二九、七兩余、約三〇両である。兩者を合計すると約四〇両に及び、伝七の一〇両に比し極めて大きい。単に一回の金額のみではなく、沙汰、吸物・酒頂戴・酒・鰐頂戴、料理頂戴等の書附が累積的に影響しているかもしれない。兩者の大庄屋格については、前者は米三〇俵、後者は金三一両。万延二年の三一両は、前出の通り、三〇俵ないし三二俵余に相当する。⁽⁶⁴⁾ 両者の額はほぼ等しい。これ等よりすると、安政三年冬に寸志金獻納者称替定が制定されていたとしても、それとは異なるが、一定の基準の存在は推測し得る。基準を超えた分については他の条件が附加される。喜兵衛の安政五年の六銭二六貫四六匁は約二三〇両、米六七俵は三七両余に相当し、貸渡米金の延年や切捨であり、直接藩財政に寄与するものではないが、少ない金額ではない。伝七の大庄屋格・苗字・居郡出を合わせても四一両であり、約七分の一である。庄屋の役務や立場が考慮され、半強制的なものであつたと仮定しても、公的な献金と私的な救助との違いであろうか。

「沙汰」は「奇特之至」という称辞を伝える書附である。疱瘡祝の生附一五尾や牛房二苞・小豆一袋より、若殿出府の米一五俵まで諸種がある。寛政十一年の米価が、第V-39表の通り、八銭二八匁位とすると、匁一〇三文替として、米一五俵は銀三二六匁余に相当する。喜兵衛の通錢二貫五〇〇目は通錢が六〇文錢とすると銀一貫

四五六匁余、八〇文銭とすると銀一貫九四匁余に当たる。永納銀は分納・要積が可能で、一〇貫目で一人扶持が与えられるので、他の称譽の対象外としても、米八俵で吸物・酒頂戴、米一五俵で料理頂戴、銀一〇五匁や銀八〇目で酒・鰐頂戴、米一俵で酒・鰐頂戴等種々のケースがあり、その背景と関連して、一応の規準はあるとしても、かなりのケースバイケースの措置が推察される。

吸物・酒頂戴や料理頂戴に於いても同様なことが推察される。前者では六錢二七五匁（米三俵余）より銀一貫五〇〇目まで種々の場合が見られる。長平には銀一貫五〇〇目で吸物・酒もあれば、銀一貫目で伴代迄居郡出や銀一貫三〇〇目で伴苗字もある。武七郎には米一五俵で料理頂戴、米一〇俵で居郡出がある。嘉永三年の損毛に対する救米の醸出は伝七にも全く同様なケースがある。一五俵は一俵五〇目として、八錢七五〇目（丁錢六〇貫文）、六〇目とすると九〇〇目（同七二貫文）に相当する。基準の存在は推測できるが、それまでの諸条件による措置がここでも考えられる。

これら米銀の献納は、御用銀のように「申付」もあるが、多くは、献納を出願して、聞届の形を取っている。しかし、「申年（天保七年）損毛救米」「戌年（嘉永三年）損毛救米」「海防備」のように、各人に共通のものには申合せや割当てによるものもあるであろう。救米や救切も申付、又は、申合であり、貸渡米銭の切捨も同様である。

万延元年（一八六〇）十二月に藩主長溥が少将より中将に昇進した通達が翌年二月郡中に届く。その祝儀として、遠賀郡別府触より「御熨斗飽代」を献上する。第V-27表の通りである。大庄屋格の者のみが対象とされている。形式的には「奉獻上度御願申上仰……御取上被仰付被為下仰へハ難有冥加至極ニ奉存上仰」とされており⁽²⁾、触内大庄屋格の者の自主的な申合せによる献上の形を取っている。同じ万延二年二月に別府触では「万延元

年春秋兩度麥・稻作損毛ニ有、貧民立行不申ニ付、村ミ仮成相暮レもの申談」で、穀物取続のため、寸志米金の醸出をする。⁽²¹⁾ その合計は米七九四俵、金四三両一分、粟一四俵、麥二俵二斗に及ぶがこれは称誉の対象とはされていない。称誉の対象となる醸出として、金三五一両二分二朱、米一〇七俵が申し出され、両者を合せて救備が立てられている。称誉対象とされた後者の場合、大庄屋格御免三人（別府村庄屋筋田正藏・鬼津村庄屋小野伝七・戸切村庄屋江藤多吉）、苗字脇差御免二名（虫生津村曾請方貞五郎・鬼津村文四郎）苗字御免一人（木守村安右衛門）、苗字御料理頂戴一人（虫生津村庄屋寿平）を生んでいる。同時に「捨切借財」称誉として、大庄屋格一人（野間村庄屋猪八郎・下底井野村有吉藤次郎）、苗字御免三人（今古賀村庄屋角平・別府村組頭次三郎・若松村寿七）が挙げられている。称誉対象の醸出には「御称誉届有之向けい指出けい分」の文言があり、「相當之御称誉被仰付可被為下けい」の大庄屋奥書が付されている。⁽²²⁾ 明らかに称誉を意図した醸出と有徳の有志醸出とは区別されている。

これ等の醸出は、相互扶助の大義名分のもと、一方では農民の名譽慾を利用し、行政の福祉政策の貧困、財政の貧困を補うものであるが、負担者である農民にとっては、御熨斗飽代献納でもしれるように、称誉の各段階に

第V-27表 万延2年2月熨斗飽代献納者

氏名	役職	格式	献納銀預高	摘要
仰木廉助	別府村大庄屋		匁分 21.5	銀5両分
藤田源平	尾崎村庄屋	大庄屋格	12.9	銀3両分
有吉仁右衛門	下底井野村莊屋	大庄屋格	12.9	"
旗生太右衛門	糠塚村庄屋	大庄屋格	12.9	"
寿平	虫生津村庄屋	大庄屋格	12.9	"
小林弥一郎	木守村旅人 吟味方助役	大庄屋格	12.9	"
有吉与右衛門	(下底井野村)	大庄屋格	12.9	"
木原半右衛門	(海老津村)	大庄屋格	12.9	"
利三郎	(田野村)	大庄屋格	12.9	"
9人			124.7	銀29両分

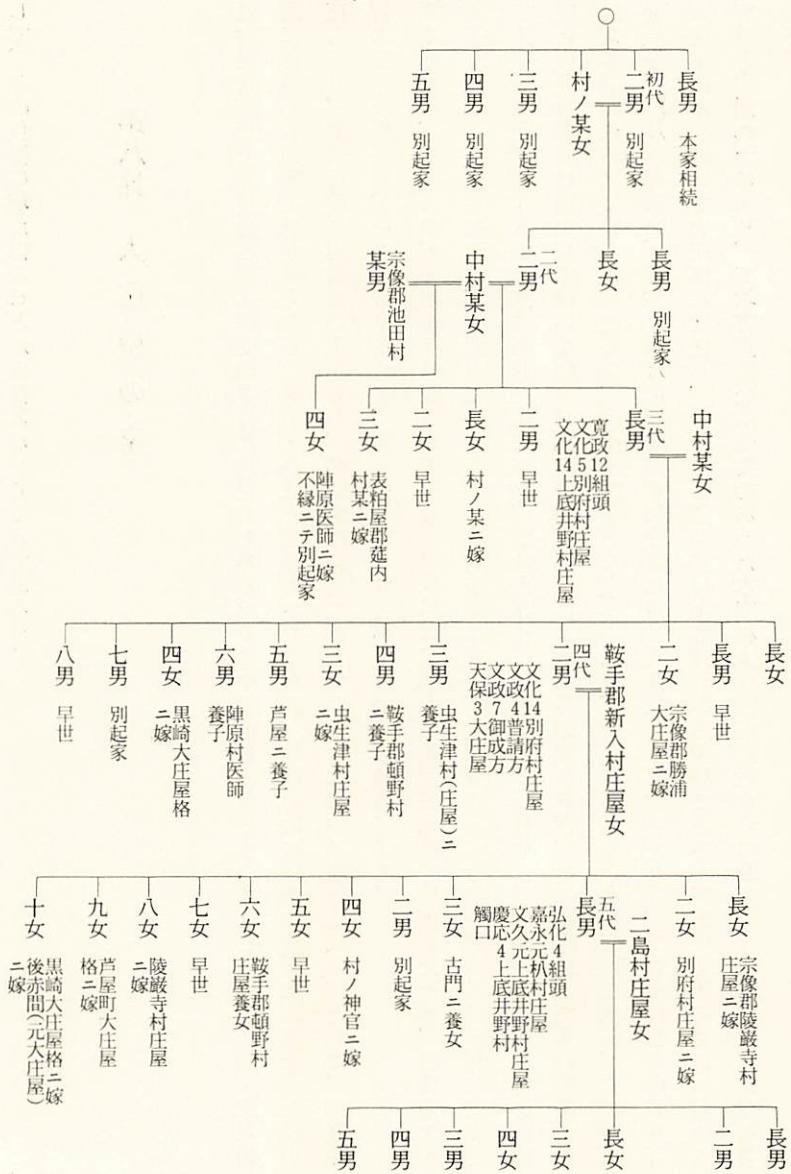
応して、その負担に堪え得ることが条件となつてくるであろう。

第八節 大庄屋の家

近世封建制社会は身分と格式に支配された社会である。その中での地方行政担当者としての大庄屋・庄屋層の間には多くの通婚関係が見られる。身分・格式の関係もさりながら、地域行政の担当責任者である上、入役の存在もあり、地域行政の円滑化の上からも、必然的な傾向であつたかも知れない。遠賀町域の例として、下底井野村大庄屋の場合を、その前後を含めて、図式化して示すと第V-28表の通りである。

同家の場合、初代は田島一町歩を分配されて分家。二代目は二男が相続、三八歳で他界したため、宗像郡より聟養子が入る。三代目に至り、寛政十二年に下底井野村組頭に就任、文化五年（一八〇八）閏六月別府村に庄屋として入役、文化十四年九月上底井野村庄屋に転じ、文政七年十一月病氣にて退役する。この段階では周辺の村役の家との通婚関係は顕現してはいない。四代目は長男早世により二男が家を継ぎ、妻は鞍手郡上新入村庄屋の娘を迎える。四代目は父親と入れ代りに、文化十四年（一八一七）九月、一九歳にして別府村庄屋に就任、文政四年（一八二二）六月に普請方、同七年八月に御成方が加役される。天保三年（一八三二）九月、三五歳にして中底井野触大庄屋の跡を継いで大庄屋に就任し、帰村する。当初は中底井野触の後任であるが、天保七年三月にいわゆる「御救方大崩れ」により、御救方芦屋会所受持であつた木守村大庄屋が退役するに及び、木守触の後任に受持替になる。⁽¹⁾

第V—28表



御救方仕組は天保五年四月に、家老久野外記を当職とし、奉行（勘定奉行同格）花房伝左衛門、御救請持白水要左衛門で発足した銀銭切手貸渡を軸とする制度である。村方では拝借銀切手を以って質入田地の受返しを主目的とする。遠賀地方では九月より御救方仕組が始まる。御救方の芦屋町会所請持には木守村大庄屋小林弥一郎・蟹住村大庄屋松井正五郎が任せられ、下役として鬼津村庄屋一郎次（天保五年中間村より入役）・陣原村庄屋三郎平が出勤している。『年暦算』は「九月より御上ミニ御救方始ル。永納銀指上ハ様との御事也。當秋作、初穂米と名付ケ、徳米壹俵ニ壹升充増上納被仰付。是も救方役所之根元也。當村庄屋一郎次御救役所受持ニ成、芦屋ニ出勤。御救役所拝借銀切手御渡。切手百目正金一両ニ立、年切受寄、田地受返し御免ニ成ル」と記している。御救方仕組は年限内質入田地・屋敷等の無利子元銭相立受返という窮民救済をも意図しているが、一方では永納銀の吸い揚げと「初穂米」の名目で、徳米一俵につき一升、一石につき三升の増徴が計られており、迷惑千万なことである。第V-2表に示す天保五年の遠賀町域一一か村の石高一〇四〇三石八斗一升九合よりすると、三四三三石二斗六升二勺が徳米となる。俵にすると石高と同一であるので、一〇四〇三俵余となる。俵一升の初穂料につき、遠賀町域のみで一〇四石余の増徴、遠賀郡全体で六〇一石余、藩全体では六五一七石余の増収となる。御救方の永納銀は寄附の銀高に応じて扶持米が与えられ、二〇〇目以上献納の者には脇指帯刀が許可される。^(2:3) 銀一〇貫目で永代一人扶持が与えられている。下底井野村大庄屋有吉長平は銀二〇貫目を納め、永代二人扶持、脇指帯刀を得ている。

四代目を迎えると、村役関係者との通婚が顕現する。当主は鞍手郡新入村庄屋の娘を妻に迎える。姉妹達は宗像郡勝浦村大庄屋をはじめ、虫生津村庄屋、黒崎商家（大庄屋格）にそれぞれ嫁ぎ、弟達も、分家した一人を除くと、虫生津村・鞍手郡内ヶ磯（共に庄屋）、芦屋町商家、陣原村医師の養子となる。この傾向は五代目に於いても

同様である。当主は二嶋村庄屋娘を娶る。姉妹は宗像郡陵巖寺村庄屋に二名、別府村庄屋、赤間駅蛭子屋、芦屋町大庄屋格商家、及び、神官にそれぞれ嫁ぎ、一名は頓野村庄屋の養女となっている。これ等と同様のことは、他の庄屋・大庄屋家に於いても大同小異であり、当時の社会に於いては、村役たちの職務上の関係や日常の交際よりしての必然の結果ともいうことができる。